

岩手県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成23年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年3月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
I G Rいわて銀河鉄道株式会社	平成25年2月14日	高橋 元 伊藤 孝次郎
株式会社N T Tファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合グループ	〃	〃
岩手県民生委員・児童委員協議会	〃	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県ビル管理事業協同組合・株式会社J T B東北共同事業体	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
財団法人いわて産業振興センター	〃	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県産株式会社	〃	〃
社団法人岩手県トラック協会	〃	〃
K O I W A I	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
財団法人岩手県体育協会	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、財団法人岩手県体育協会について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 国体選手強化事業費補助金の交付に当たり、交付すべき金額より多く支出していたものが3件、75,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) スポーツ振興活動支援費補助金の補助対象経費となっている給与費の支給に当たり、扶養親族の認定を行わずに扶養手当を支給しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。